

# 障害者制度の一部が変わります

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正施行されます。

社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的バリアの除去を目指します。

## 「難病等」の方も障害福祉サービスを受けることができます

平成25年4月から、制度の谷間のない支援を提供するため、障害者の定義に「難病等（治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令の定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」が加えられたため、障害程度区分の判定を経た上で、居宅でのヘルパーサービスや入所、通所施設の利用支援が受けられます。また、日常生活用具の給付や移動支援などのサービスも受けられます。

## 育成医療の窓口が、県から市へ変わります

県より市への権限移譲により、これまで県北保健所等が窓口だった育成医療（将来において障害を残すと認められ、確実な治療の効果が期待できる児童に、生活の能力を得るために必要な自立支援医療）は、平成25年4月より申請受付等の手続き窓口が市に変わります。

詳しいことや、障害福祉に関しては、

平戸市福祉課障害福祉班

（電話 0950-22-4111（内線2564～2568）

FAX 0950-22-4421

E-mail: shogaifukushi@city.hirado.lg.jp)

まで、お気軽におたずねください。



「イラスト：細川貂々」